

令和5年度 青森市立荒川小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに（学校いじめ防止基本方針策定に当たっての本校の考え）

学校教育にかかわる課題は、家庭や社会の実情に伴って大きく変化し、また、多岐にわたり、加えて、複雑化・多様化してきている。しかし、状況がどのように変化しようとも、学校においては、児童一人一人の課題が解決され、知・徳・体の調和の取れた人間性豊かで「生きる力」を身に付けることのできる「子どもが主役となる学校づくり」に向けた教育活動が展開・推進され、日々の学校生活が児童一人一人にとって豊かで充実したものとなるよう鋭意取り組んでいかなければならない。ましてや、学校教育の基盤としての児童が安心して教育を受ける機会を脅かされることがあっては絶対にならない。

全ての児童が日々の学校生活を、安心して、明るく楽しく、豊かで充実したものとして送ることができるよう、いじめ根絶に向けて取り組んでいくため、次のように、本校における学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめを防止するための組織を設置する。

2 本校の基本認識

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、次のように取り組む。

(1) いじめの問題へ対応するために必要なこと

- いじめは人間として絶対に許されないという強い意識をもつこと。
- いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行うこと。
- 関係者が一体となって取り組むこと。

(2) 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関等との連携を深めていく。

(3) 学校の教育活動全体を通じての取組

- すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人づくりを行う。
- すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをさらに進める。
- 学校、保護者、地域そして関係者が一体となった継続的な取り組みを行っていく。

3 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」は、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、いじめの対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」である。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受けとめ、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

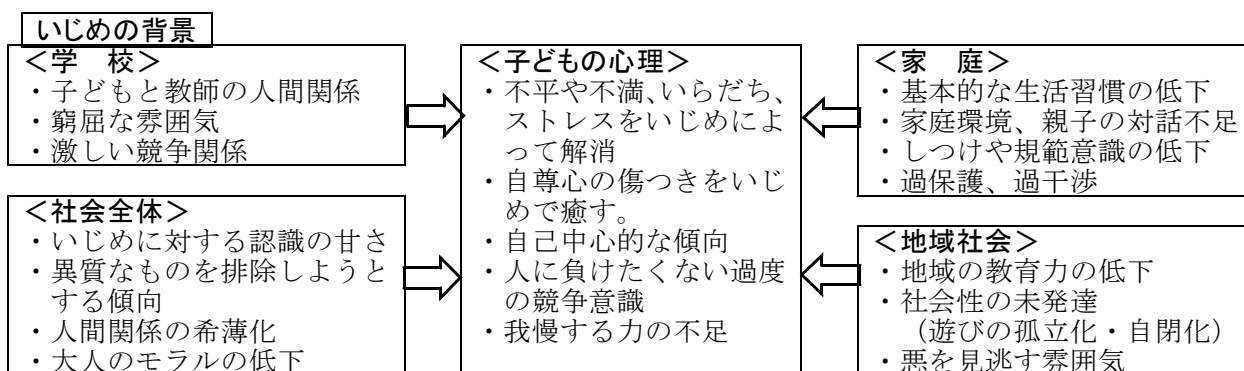
(2) いじめの構造や態様、背景

いじめの構造

- ・被害者・・・いじめられている子
- ・加害者・・・いじめている子（いじめを指示している子）
- ・観衆・・・いじめをはやしたてたり、おもしろがっている子
- ・傍観者・・・見て見ぬふりをしている子

いじめの態様

- ・冷やかし、からかわれる、悪口や脅し文句、いやなことを言われたり書かれたりする。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・故意にぶつかってきたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等の情報通信ネットワークを使って、誹謗中傷や嫌なことを書かれる。
- ・その他



4 いじめ防止のために

(1) いじめ防止の取組

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的な取組が求められる。本校においては、教育活動全体を通じて、以下の取り組みを行っていく。

■未然防止の取組

- 生徒指導の機能を生かした授業づくりの充実（授業規律の確立）
- 学年・学級経営の充実
- 道徳教育、特別の教科「道徳」、学級活動の年間計画にいじめ防止に係る項目・内容を盛り込む。
（長期休業明けに学習）
- 日常的な児童観察・児童理解
- 『『いじめ』しま宣言』（リトルJUMPチームの活動として実施）

■早期発見・早期対応の取組

- 「なかよしアンケート」の実施（「いじめアンケート」を毎月20日頃、年12回予定）
（不定期用として各学級にアンケート用紙を常置し随時活用させる）
*いじめ防止推進教師を中心に全校体制で取り組む。新たな事案・継続事案については、毎週末、「いじめ防止委員会」を開催する。
 - 教育相談週間（児童対象個人面談）の実施（6月第3週、11月第1週の年2回実施）
*日常生活・なかよしアンケート・QUTテストの結果などから、児童との個人面談をする。
*相談週間のみならず、気になる事案（不定期アンケート等）については随時対応する。
 - 学校生活（健康）アンケートの実施（4月・夏休み・8月・冬休み・1月の年5回実施）
*教務・副教務主任が集約、全体の傾向を考察し、全体で共通理解を図る。
 - QUTテストの実施（6月の年1回実施）
*いじめ防止推進教師が集約し、場合によって全体での話し合いを行う。
 - 個人面談（保護者対象）の実施（7月・12月の年2回実施）
*学校生活アンケート、QUTテストの結果を受けて参観日の面談の際に実施する。
- ※教育相談（児童）、個人面談（保護者）は、場合により年間を通して随時行う。

※一 次 対 応（初期対応）身柄の安全安心の確保について

- いじめられた児童への対応〔聞き取り、心のケア、継続的な見守り〕（学担、いじめ防止推進教師、生徒指導主任、養護教諭等）
- いじめられた児童保護者への対応（家庭訪問・電話訪問等）
・事実関係、校内体制の報告（学担、いじめ防止推進教師等）
- いじめた児童、保護者への対応〔聞き取り、事実関係の説明、心のケア、継続的な見守り等〕（学担、いじめ防止推進教師、生徒指導主任、養護教諭等）
- いじめがあった集団への働きかけ
・アンケートや聞き取りにより調査し、対応をいじめ防止等対策委員会で協議し、対応する

■教職員の共通理解と改善の取組

- 「学校いじめ基本方針」説明
- いじめ防止にかかわる「校内研修会」の実施（4月中旬、「いじめ防止推進教師」の役割と「いじめ防止委員会」の中核とした全教職員による組織的な認知と対応の共通理解）
- いじめ防止のためのアンケートの取組について＜児童・保護者対象＞（4月の全校参観日）
- いじめ防止のためのアンケートの取組の評価・改善（各学期毎・2月の学校評価・自己評価時）
- いじめ防止のための次年度の計画策定（2月、教育課程届出時まで）
- PDCAサイクルを生かした学校の取り組みに関する評価方法など（7月・2月学校評議員会にて、

保護者学校評価・児童学校評価の際に取り上げる)

(2) いじめ防止のための校内体制

ア 日常の校内指導体制

- ・いじめ防止推進教師を任命する。(校長)
- ・「いじめ防止委員会」を設置し、いじめの未然防止・早期発見に向けた校内体制・指導体制を確立する。(毎週金曜日)

イ いじめ発生時の校内指導体制

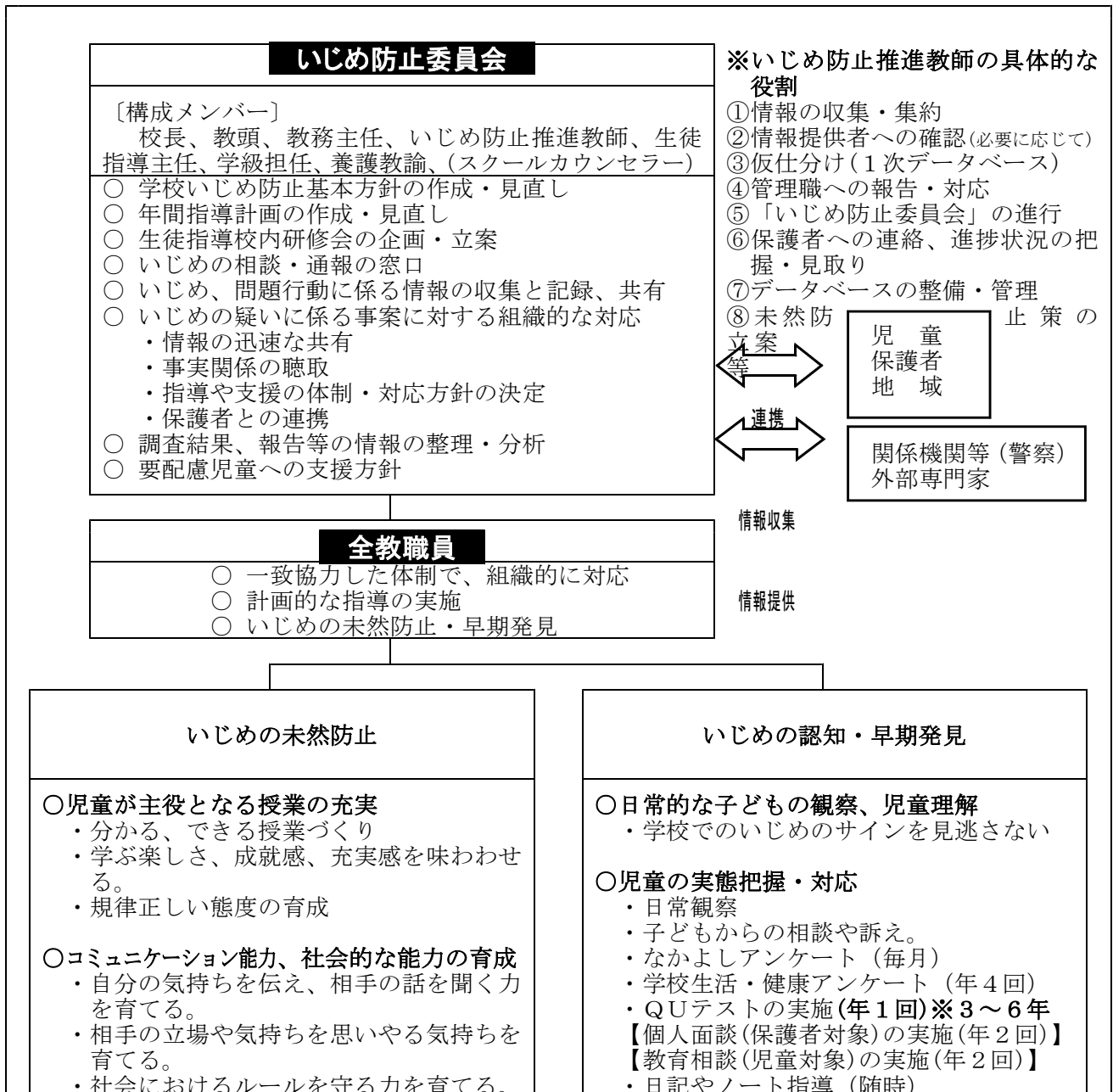
- ・いじめを発見した場合や、児童や保護者からの相談・情報提供を受けた場合には、「いじめ防止委員会」において情報収集や事実確認を行い、組織的な対応を進めていく。

ウ 教育委員会への報告(いじめ対応報告シートの速やかな提出、月1回)

(3) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みや SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、名誉毀損やプライバシー侵害などのおそれがあるため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めている。また、学校単独で対応することが困難と判断した場合には、青森市教育委員会と相談しながら対応を考える。必要に応じて、外部の専門機関に援助・協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに警察署に通報する

(4) いじめ防止に向けた校内体制(平常時)



○学年・学級経営の充実

- ・学級の中に居場所をつくり、存在感を味わわせる。
- ・教師と子ども、子どもと子どもの望ましい人間関係づくりに努める
- ・生命尊重、人権尊重、個性尊重の精神の育成などに努める。

○教育相談の充実

- ・安心して相談できる信頼関係をつくる。
- ・個人面談の実施

○保護者との信頼関係づくり

- ・日頃からの情報交換
- ・学年・学級懇談（４・７・１１・２月）や個人面談（７・１２月）等で保護者との情報交換や意見交換の場を設ける。

○情報モラル教育の充実

- ・５・６年生を対象にした民間企業による出前講座を実施する。（１２月）

○小中連携の充実

- ・荒川中と高田小との情報交換会の場を設定し、いじめ防止に向けて話し合い、共通したことを検討し、実践する。
（令和３年度は、４月・７月・９月・１０月・２月の計５回）

- ・保健室からの情報（随時）
- ・全教職員からの情報（随時）

○教育相談体制の確立

- ・相談窓口の設置（４月職員会議時：学担・校長・教頭・生徒指導主任・いじめ防止推進教師、養教等）

- ・スクールカウンセラーの活用（年間３６時間予定）

○教職員間での情報交換

- ・なかよしアンケート集約後の全教職員による話し合いの場の設定（年１２回）
- ・いじめ認知についての話し合い（毎週金曜日）
- ・情報経路の明確化と徹底（終会時）
- ・子どもを語る会での情報共有（毎月末）
- ・職員会議での情報共有（年１２回）
- ・進級時の引き継ぎ（３月引継ぎ時）
- ・いじめ態様・対応についてのデータベース化・情報の共有化（３月職員会議時）

○保護者・地域との連携

- ・家庭・地域でのいじめのサインを見逃さない。（家庭からの連絡・毎朝の登校時の見守り隊の方等、随時・情報提供）
- ・いじめやＳＮＳ等に係る話し合い・研修（家庭教育学級で実施）
- ・情報交換・情報提供（全校参観日全体会・学級懇談会：年４回）、（２月学校評価アンケート時）

○荒川市民セ児童室、放課後児童会との連携

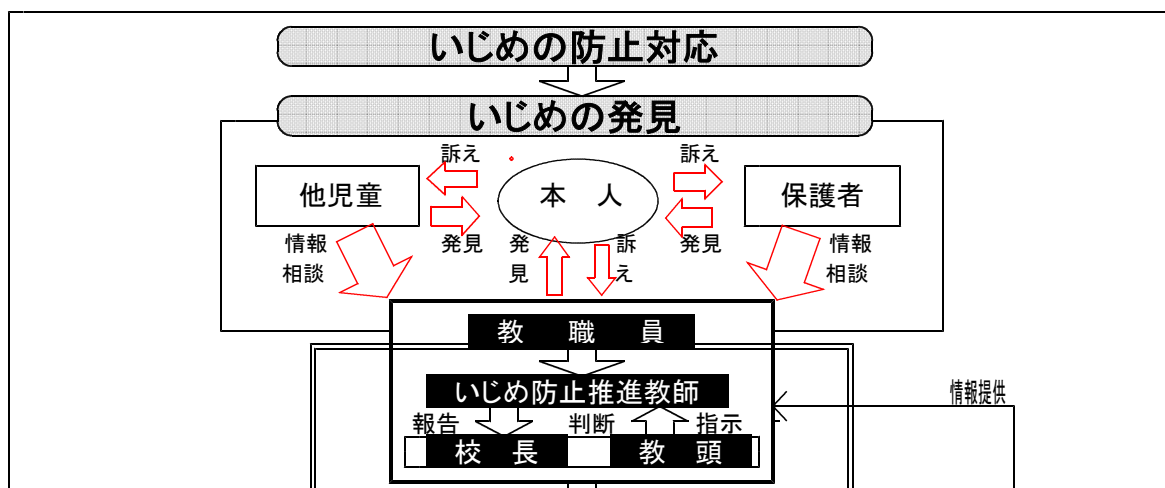
- ・情報交換・情報提供（随時）

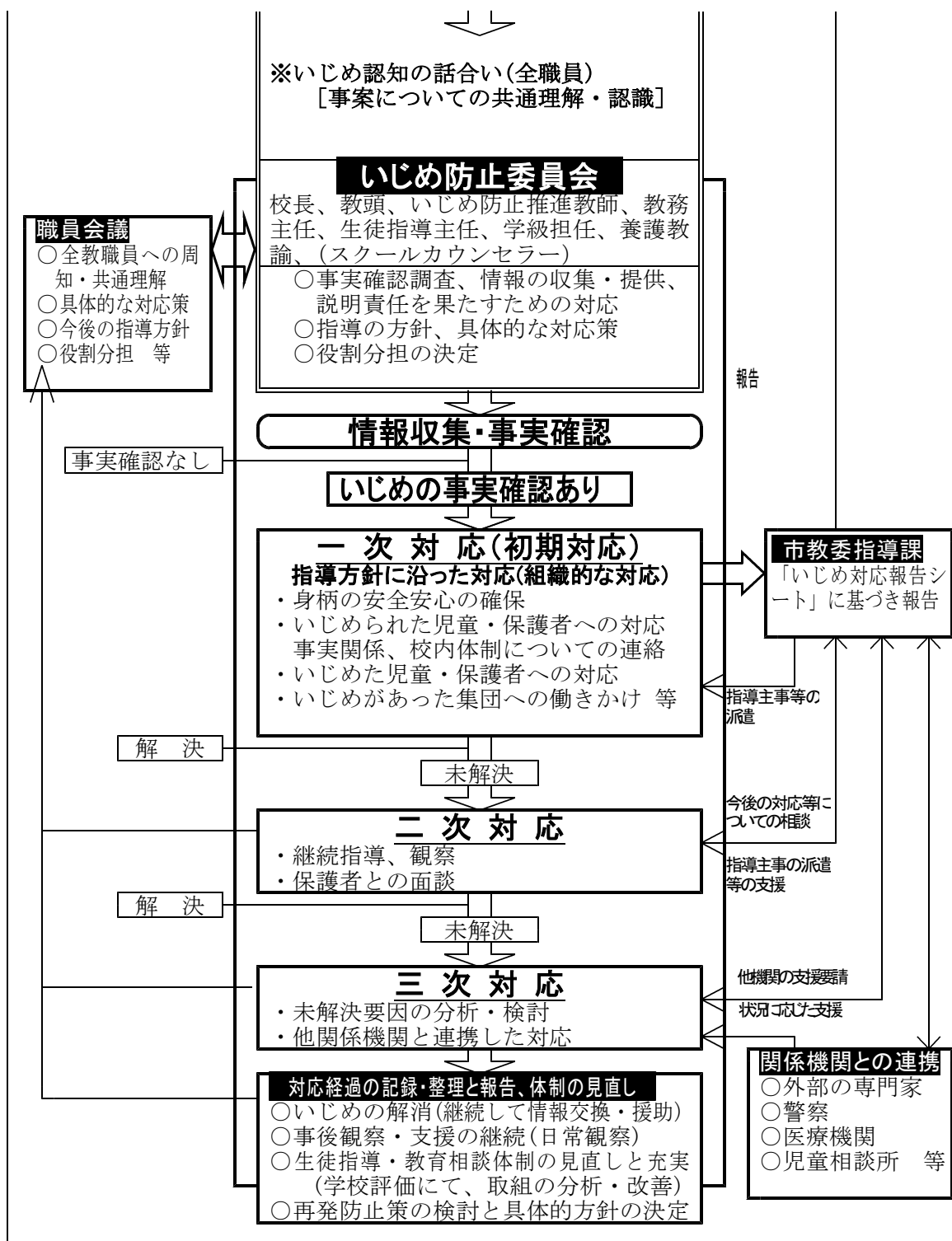
○荒中学区内の地域健全育成会議との連携

- ・いじめやＳＮＳ等に係る話し合い・研修（７月：荒中、１２月：荒中で実施）

「いじめに対するアンテナを張り巡らし、早期発見に努める。」

(5) いじめへの対処における体制(いじめ発生時)





5 重大事態への対応

(1) 「重大事態」とは

ア いじめにより児童の生命、心身又は金品に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※具体的には、次のケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認め

るとき。

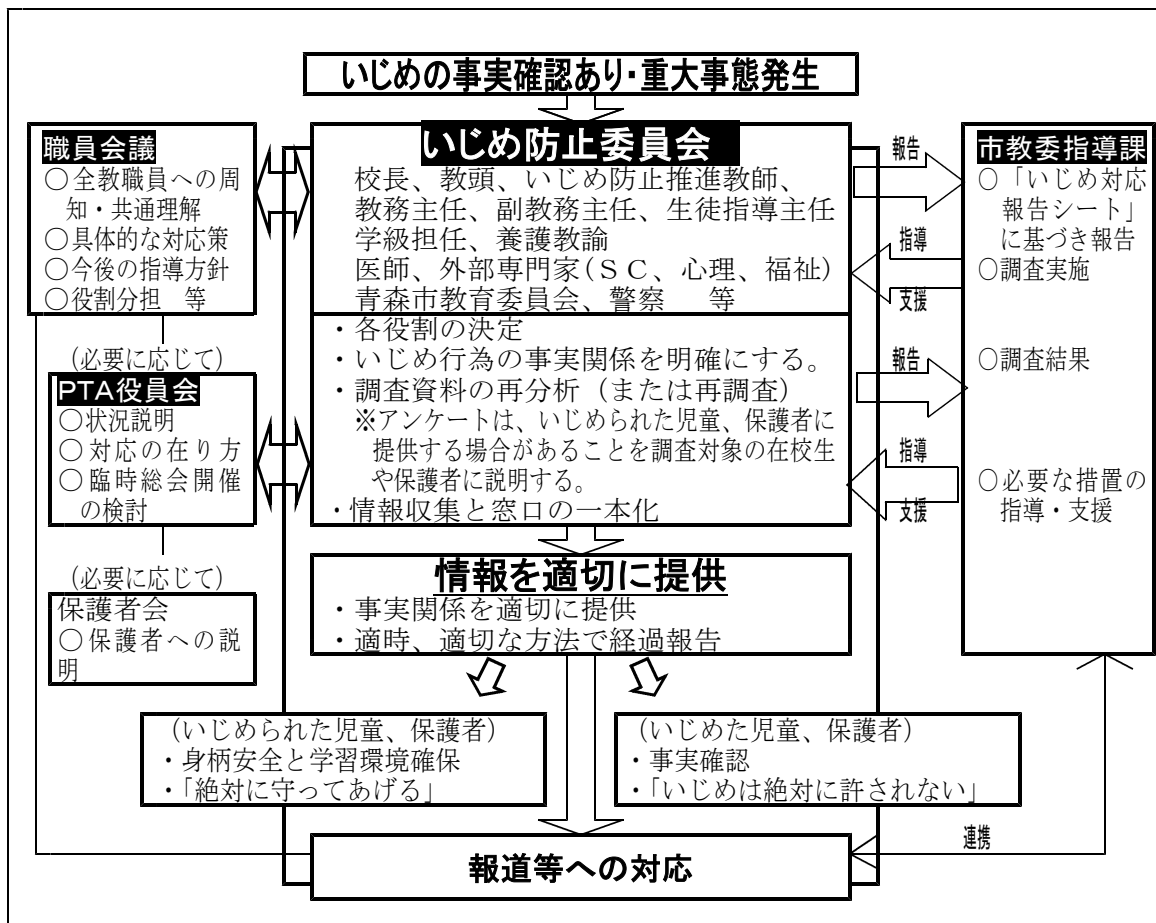
※「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査する。

ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態発生時の対応

学校が重大事態と判断した場合、青森市教育委員会に報告するとともに、青森市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(3) いじめへの対処における体制(重大事態発生時)



※重大事態が発覚した時点で、生徒指導対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。
同時に、生徒指導対策協議会のメンバーにより、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消していく。

6 評価

○いじめ防止のための取組（基本方針、年間指導計画、指導体制、早期発見・早期対応、家庭・地域との連携等）については、教職員、児童、保護者を対象とした（保護者面談含む）アンケートを実施し、学期ごとに評価・分析する。また、評価結果を受けて、計画の見直しを行う。

令和5年3月30日 見直し